

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年2月23日（平成29年（行個）諮問第43号）

答申日：平成29年12月11日（平成29年度（行個）答申第155号）

事件名：特定研究に関する本人に係る「フィブリノゲン製剤に対する調査票」等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成28年10月21日付け厚生労働省発薬生1021第1号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 趣旨

本件不開示決定中「フィブリノゲン製剤及び凝固因子製剤投与が判明」について。

フィブリノゲン製剤及び凝固因子製剤判明した補助金による調査票。

平成28年特定月日に示した調査票，厚生労働省保有する

(ア) フィブリノゲン製剤に対する調査票

調査票Ⅱ 様式5-1

(イ) 血液凝固因子製剤に対する調査票

調査票Ⅰ 様式3-2及び調査票Ⅱ 様式5-2

イ 理由

(ア) 審査請求人は、平成28年特定月日、本件行政文書開示請求を行った。

個人本人の情報を求めているものである。

(イ) これに対し、処分庁は次の理由につき「報告書の作成者が保有する情報であり。当省では保有していない」と、不開示にした。

今までの公表機関の明記は「うそではない」と、厚生労働省の女性が言った。

(ウ) しかし、フィブリノゲン投与が判明した記録においては、一部が既に開示されており、黒塗りではあるが医療機関が報告したことに違いない。

処分庁が調査目的で習得した（原文ママ）「職務上習得した（原文ママ）文書」であることは明らかである。したがって、保有していることは確かで、不開示ではない文書である。なお、本件は「意見」照会を経て不開示にしたものと思量されるので当方の必要性について以下に述べる。

私申立人は、特定年、特定医療機関で、特定手術を施術され、その際大量に出血した（以前にも大量出血を銘記した）手術中、特定血腫の状態であると報告されている。「フィブリノゲン製剤、凝固因子製剤の納入実績あるが、返品の手跡が無い。」その後、C型肝炎に罹患したことが判明したのである。

「フィブリノゲン製剤、血液凝固因子製剤をなくして、どうして、大量出血を止めたのか聴取する責任が厚生労働省にあるのではないか」当該疾患については、御庁のフィブリノゲン製剤及び凝固因子製剤によるC型肝炎ウイルス感染に関する調査報告を受け、C型肝炎特別措置法に基づく救済措置が取られるべき状況である。

本件開示請求の対象文書は、医療機関において、フィブリノゲン製剤の投与例を厚生労働省の照会に基づき、回答した文書である。

当該文書の開示には、特定医療機関でフィブリノゲン製剤の投与を受けたかどうかを基礎づける情報が記載されており、私申立人の生命、健康、損害賠償等の利益に、密接に関連しているものである。

また、年度別の投与数はすでに開示されており、さらに月別の数のみを非開示とするのは合理性を有しないものであるが、今回異議申立てする文書も又不開示とするのは、不条理であると思う。

以上の通り原処分庁（原文ママ）の処分は違法でありとりけしを免れず、個人情報開示がなされるべきである。

(2) 意見書

標記事件につき、開示請求人の意見は以下のとおりである。

諮問庁（厚生労働大臣）の文書 1, 2, 3, 4, 5 の不開示情報の理由について

ア 本件審査請求の経緯

（ア）平成 28 年特定月日 B 付 行政開示請求 調査票 II 様式 5-1
調査票 I 様式 3-2 5-2

平成 28 年特定月日 C 付 行政文書 不開示決定 調査票 保有
していない

平成 28 年 9 月 15 日付 行政機関の保有する（法）に基づき、
個人情報請求

平成 28 年 10 月 21 日付 標記不開示決定 厚生労働省発薬生
1021 第 1 号

平成 28 年 11 月 16 日付（同月 17 日受付） 審査請求を提起
平成 29 年 4 月 3 日付 意見書提出

（イ）平成 28 年特定月日 C で対象文書保有していないが、調査票様式はそれぞれありました受付は保有してないとしながら、全部空白で届いた。

（平成 28 年特定月日 A, 問い合わせをしたが、出せない。と、
だった。）（原文ママ）

イ 諮問庁としての考え方

保有していないとあるが、請求者としての考察は、空白ではあるが、調査票があることは事実で、調査したことも事実であると思う。依って様式の審査請求は相当であり、原処分を取り消し、求める文書の開示を求める。

ウ 理由について

「特定研究」として処分庁が所管するなら、厚生労働科学研究の振興を促し、もって国民の保険医療水準等の向上を目的に処分庁が認めた研究事業でフィブリノゲン製剤等の納入先機関における製剤の使用実態及び、当該製剤を投与した患者における肝炎感染の有無を明らかにすることを目的とした調査である。全国多くの医療機関にアンケート調査行い（原文ママ）、その実態把握に努めた結果が文章等の解答である。

ならばなお、感染調査結果の文書を共して（原文ママ）こそ意味がある。認可した製剤により、多くの肝炎ウイルス感染と判明した人（148044人、添付1）を、死のふちにおいやることもある、肝炎ウイルス感染の実態は上記の当該製剤を認可した責任を果たすべきではないか。（氏名判明したとある。）

特定研究は報告文書 1 と報告文書 2 を含む調査票結果は業務委託者が保有している記載とあるが、委託した厚生労働省に於いて、依頼

しての作成はしなくても、先に述べているように、厚生労働省が肝炎ウイルス感染患者被害の実態を把握するのが業務ではないか。

手術を受け大量出血した方、止まりにくいと言われた方等と呼びかけてるのは患者の為ではないのかと思う。

エ 請求の主張に対する反論（原処分庁）

請求者（私）は審査請求の中で「依頼調査作成者は、当省に報告済と明記している」とし、その根拠もあると言えば「提出して下さい」と言われ、提出した。厚生労働省特定局へ出すことも、原処分庁へ回すのも同じ国ではないか。厚生労働省が認可した為、始まったことである。厚生労働省からの補助金が出され、その内、協力費を医療機関に10万円振り込まれている。患者は3,000円となっている。

報告文書1, 報告文書2の様式のみが掲載されており、本件対象保有個人情報報告書は存在しないとある。しかし、その報告書は、患者の性別、生年月日、投与年、月、他、それは人数を表すものではない。報告が存在したとなっても医療機関ファーストでは出てこない。1985年以前の投与年毎に区別されている。報告書3の「報告書」のことであり、原処分庁本件対象保有していない理由は上記3の通りとあるが、厚生労働省が依頼しているのは事実であり、調査集計はデータ集計と届いた空白の調査票様式は同じ綴りで総括されている。フィブリノゲン投与が判明した開示請求は、一部申請したわけではない。全面開示することにより特定の個人が識別することはできない。人の命が勝ると公言した人は誰だったのか。

オ 結論

以上の通り、原処分は、一部妥当ではあるが、平成20年度総括の研究報告書一部の様式5-1 P67は審査請求の原処分の棄却は不当である。特別措置法の法律救済の趣旨に反し、救済されないと言う「法」切りの人達である。

※ 添付1及び添付2 省略

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成28年9月15日付けで処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成28年10月4日付け（同月5日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象保有個人情報を保有していないため不開

示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

「平成20年度 厚生労働科学研究費補助金 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業 フィブリノゲン製剤等の納入先医療機関における製剤の使用実態及び当該製剤を使用された患者における肝炎ウイルス感染等の実態に関する研究」（以下「特定研究」という。）は、厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的に処分庁が所管する事務を遂行するために必要と認められた研究事業として研究者個人に交付された補助金により実施された研究であり、具体的には、フィブリノゲン製剤等の納入先医療機関における製剤の使用実態及び当該製剤を投与した患者における肝炎ウイルス感染の有無等の実態を明らかにすることを目的とした研究である。

特定研究については、研究報告書の提出が義務付けられており、研究代表者から処分庁に総括研究報告書（以下「報告書」という。）が提出されているが、報告書には文書1及び文書2の様式のみが掲載されており、本件対象保有個人情報情報は報告書に存在しない。さらに、報告書には文書1及び文書2を含む調査票の配布、収集、データ集計は他者に業務委託したとの記載があり、本件対象保有個人情報情報は報告書に掲載されている調査結果の集計作業を行った者が調査対象から収集し保有しているものと考えられ、処分庁において職務上作成又は取得し保有しているものではない。

以上のことから、本件対象保有個人情報を保有していないため不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

4 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は、審査請求書の審査請求の趣旨の中で「依頼調査作成者は当省に報告済と明記している。」とし、その根拠として特定年月日付け研究代表者から各医療機関の長宛ての「フィブリノゲン製剤等の納入先医療機関における製剤の使用実態調査のお願い」中（3）の「本調査は、厚生労働省特定局特定課の了解を得ており、締め切り後、直ちに集計し、厚生労働省に報告することとしております。」との記載を示し、処分庁において本件対象保有個人情報を保有している旨主張しているが、この「報告」とは上記3の「報告書」のことであり、処分庁が本件対象保有個人情報を保有していない理由は上記3のとおりであるから、審査請求人の主張は失当である。

また、審査請求人は、審査請求書の審査請求の理由の中で、本件開示請求について原処分庁は「報告書の作成者が保有する情報であり、当省で保有していない。」として不開示としたが、フィブリノゲン投与が判明した記録は一部が既に開示されており、医療機関が処分庁に報告したことに違

いなく、処分庁が職務上取得した文書であることは明らかである旨主張しているが、「一部が既に開示されているフィブリノゲン投与が判明した記録」とは、審査請求人からの行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく別件開示請求に対し、処分庁が開示した文書を指していると考えられる。この文書は、フィブリノゲン製剤投与に係る記録の保管状況等に関し、処分庁が全国の医療機関に対して調査を依頼し回収した調査票であり、特定研究に係る文書1及び文書2とは異なるものであることから、この審査請求人の主張も失当である。

5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年2月23日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月3日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年11月9日 | 審議 |
| ⑤ 同年12月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の全てを開示するよう求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3）の3において、本件対象保有個人情報の保有の有無について、おおむね以下のとおり説明する。

特定研究は、研究者個人に交付された補助金により実施された研究であり、研究報告書の提出が義務付けられており、研究代表者から処分庁に報告書が提出されているが、報告書には別紙の1及び2の様式のみが掲載されており、本件対象保有個人情報は報告書に存在しない。さらに、報告書には別紙の1及び2を含む調査票の配布、収集、データ集計は他者に業務委託したとの記載があり、本件対象保有個人情報は報告書に掲載されている調査結果の集計作業を行った者が調査対象から収集し保有しているものと考えられ、処分庁において職務上作成又は取得し保有しているものではない。

以上のことから、本件対象保有個人情報保有していないため不開示とした原処分は妥当であると考える。

(2) 以上を踏まえ、検討する。

ア 厚生労働省への提出物について

当審査会において、諮問庁から、厚生労働科学研究費補助金取扱規程の提示を受け、確認したところ、諮問庁の説明のとおり、当該規程16条に事業実績報告書に研究報告書を添えて提出しなければならない旨、定められていると認められる。さらに、特定研究に係る事業実績報告書及び報告書の提示を受け、確認したところ、当該報告書には、別紙に掲げる文書につき、参考資料31として「調査票Ⅱーフィブリノゲン製剤用調査票ー」（様式5-1）並びに「調査票Ⅰー血液凝固因子製剤用調査票ー」（様式3-2）及び「調査票Ⅱーフィブリノゲン製剤用調査票ー」（様式5-2）の回答欄が空欄となっている様式は確認されたものの、個別の回答内容が記録された文書の存在は認められなかった。

イ 調査票の回収について

当審査会において、諮問庁から、厚生労働科学研究費補助金取扱規程10条1項に基づき処分庁に提出された特定研究に係る厚生労働科学研究費補助金交付申請書の提示を受け、確認したところ、研究代表者から事務委任をされた特定研究所において調査票を作成し、さらに当該研究所から委託を受けた特定医療機関が調査票の発送・回収、解析を実施することとされ、当該医療機関は調査票を回収した旨を当該研究所に報告することとされていると認められ、厚生労働省に回収した調査票を提出することとはされていない。

ウ 以上のことから、厚生労働省において本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる特段の事情も存在しない。

したがって、厚生労働省において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別紙

平成20年度厚生労働科学研究費補助金 医薬品，医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業「フィブリノゲン製剤等の納入先医療機関における製剤の使用実態及び当該製剤を使用された患者における肝炎ウイルス感染等の実態に関する研究」について（協力依頼）に関する以下の文書に記載された審査請求人に係る個人情報

- 1 フィブリノゲン製剤に対する調査票（調査票Ⅱ 様式5-1）
- 2 血液凝固因子製剤に対する調査票（調査票Ⅰ 様式3-2 及び調査票Ⅱ 様式5-2）